

資料 6－1

指定給水装置工事事業者の更新制度導入について

1. 更新制度導入の趣旨（資料 6-2、6-3 参照）

水道法の一部改正（平成 30 年 12 月）により、指定給水装置工事事業者（※）の更新制度（5 年）が導入され、令和元年 10 月 1 日に施行される。

改正理由は、平成 8 年の法改正（施行は平成 10 年）により規制が緩和され、事業者数が大幅に増加したが、従来の制度では新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生していたため、更新制度の導入により、指定給水装置工事事業者の資質の保持や実態との乖離の防止を図ること。

（全国） H9 : 2 万 5 千者 ⇒ H28 : 23 万 2 千者 約 9 倍

（江別市） H9 : 14 者 ⇒ H30 : 242 者 約 17 倍

（実際の給水申請事業者数 65 者（H30 年度実績））

（※） 指定給水装置工事事業者とは

安全かつ安定した供給を行うために、水道事業者が指定した、給水装置（蛇口やトイレ等の給水用具や給水管）の工事を行うことができる事業者。

2. 主な改正内容

- ① 江別市水道事業給水条例に、従来の新規指定手数料 10,000 円に加えて、新たに更新手数料 10,000 円を規定する。
- ② 更新時に会社等の業務内容（営業日、営業時間、修繕対応等）を確認し、HP に掲載することにより、お客様の利便性の向上を図る。

3. スケジュール

- ・ 令和元年 9 月 条例改正
- ・ 令和元年 9 ～ 10 月 事業者への周知
- ・ 令和 2 年 1 ～ 2 月 更新手続き
- ・ 令和 2 年度 HP に営業時間や修繕工事対応可否等の情報を掲載

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。
H9：2万5千者 → H28：23万2千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
 - ・所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千5百者
 - ・違反工事件数：1,644件（H28）
 - ・苦情件数：3,885件（H28）

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定することができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

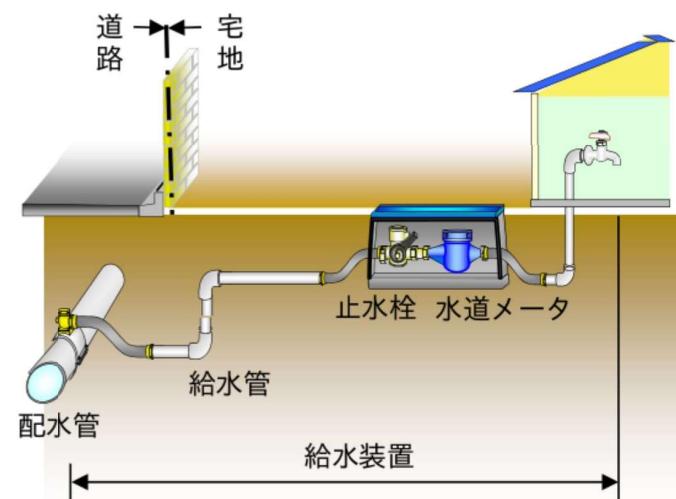
改正法

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

(参考)指定の基準

- ・事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・切断用器具等の機械器具を有する者であること 等



資料6-3

江別市指定給水装置工事事業者数(H30年度末)

登録業者数	市内	市外			計
		札幌市	札幌以外	小計	
	31	185	26	211	242

うち、実際に給水工事申請を行った業者数(H30年度実績)	16	44	5	49	65
------------------------------	----	----	---	----	----